

学校保健安全法による出席停止の学校感染症と停止期間基準（改正版）

下記疾患は、学校で蔓延する可能性が高いため、学校保健安全法により「出席停止」の措置をとりますので診断されたら、

- 学校に必ずご連絡ください。
- 医師の指示に従い、規定の期間（感染のそれがなくなるまで）は、学校をお休みしてください。その間は欠席の扱いにはなりません。ゆっくり療養してください。
- 証明書をお渡しします。学校に取りに来るか、本校のホームページよりダウンロードして使用してください。診断した医師に記入してもらい登校再開時にお子さんに持たせてください。

種類	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風疹（ふうしん・三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日間経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	感染のおそれがないと医師が認めるまで 症状により学校医等において感染のおそれがないとみとめるまで
第三種	・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸チフス ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ パラチフス ・ 急性出血性結膜炎 ・ 流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症 （ 溶連菌感染症・手足口病・感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 伝染性紅斑〈リンゴ病〉 ウイルス性肝炎 ヘルパンギーナ ）	状況により出席停止等の処置が必要になりうる感染症の例。（診断されたら学校にお知らせください。）

注意）出席停止期間に日数の記載がある疾患について：症状が出た次の日から1日目と数えます。

例：インフルエンザの場合は発熱した日の次の日から1日と数え、5日経過するまでとなります。